

建物を新築・増改築したら
区役所への届出が必要です

新築・増改築をしたときは

新たに建築された建物には、新しい住居番号（〇〇丁目〇番〇号）が必要です。

今まで使用していた住居番号は、建物の取り壊しによって廃止されますので、同じ敷地内での建替えであっても、この届出が必要です。

住居番号は、建物の出入り口の位置によって決まります。したがって、出入り口の位置が変わると、住居番号が変わる場合があります。

建築確認や登記とは別に届出が必要です。

この届出は、建築基準法に基づく建築確認申請とはまったく別の手続きです。

この手続きをしないと、転入届等の手続きができない場合もあり、大きな支障となりますので、必ず届出をしてください。

まちがった住所を使うと大変です。

届出をせずに、思い込みで正しくない住所を使って各種の手続きをしてしまうと、あとで訂正するために多額の費用を要する場合がありますのでご注意ください。

届出に必要なもの

1. 建物の案内図
 2. 配置図
 3. 1・2階平面図
- } の写しを各1部

(マンションの場合は各階案内図または部屋番号の一覧表)

受付時間

平日 8時30分～17時

※火曜延長時間・日曜日は受付を行っていません。

届出・問合せ先：品川区広町2丁目1番36号

品川区役所戸籍住民課住民異動担当（区役所本庁舎3階）

電話 03-5742-6660（直通）

住居・共同・分譲・店・事	階
--------------	---

第2号様式

建築その他の工作物新築届

品川区長 へ

品川区住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届けます。

所有者・管理者・占有者		
同上住所		
建築完了(見込)年月日		年 月 日
建物等の	住所	品川区 丁目 番 号
	名称	
世帯主の氏名または 賃貸数・部屋番号・戸数		
入居予定日		

年 月 日

届出人 住所

氏名

電話

()

受理